

新たな大都市制度 『特別自治市』とは



横浜が抱える課題

課題①

人口減少・超高齢社会の到来

2020年（現在）



2065年（45年後）

総人口

約376万人



約302万人

約**20%**
が減少

生産年齢
人口

約259万人



約162万人

現在の
2/3
以下に

高齢者人口

約92万人



約108万人

総人口の
3人に1人
が高齢者に

市税収入の減少



約1,000~2,000億円
規模で減収の見通し

社会保障費の増



約320~2,500億円
規模で増加の見通し

市の収支差

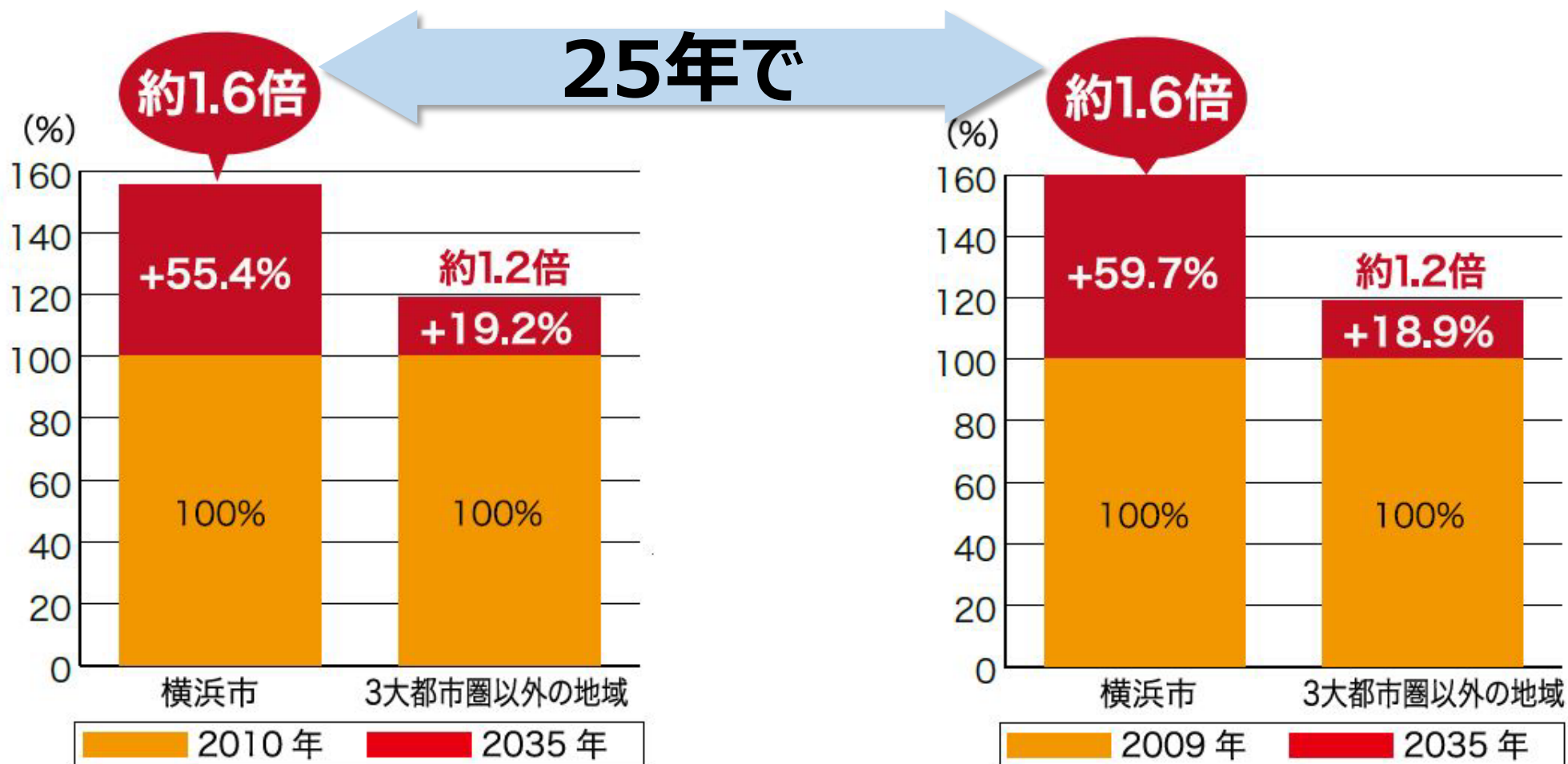


▲2,160億円
の見通し

高齢化は大都市部でより急激に進行

高齢者人口

高齢者福祉費



課題②

公共施設の保全・更新需要の増大

市民利用施設・道路・学校 等

高度経済成長期に集中して整備

老朽化による
保全・更新が必要

市営住宅の
住戸改善

Before



After



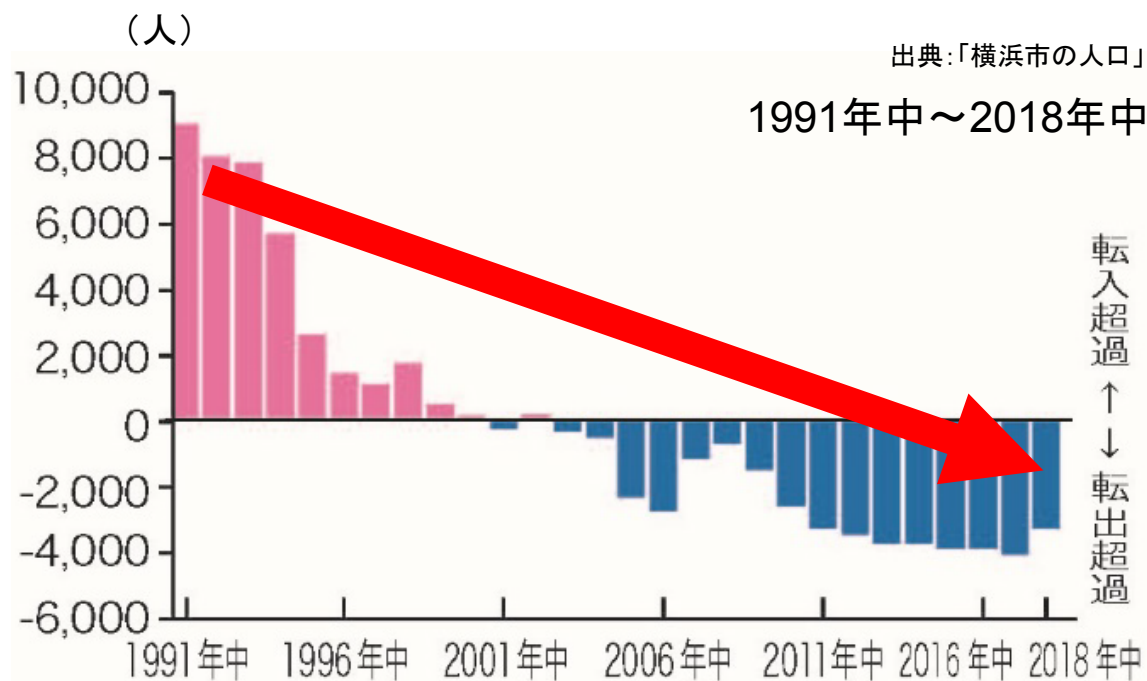
30年度からの20年間で

約**2.5**兆円の保全費用が必要

課題③

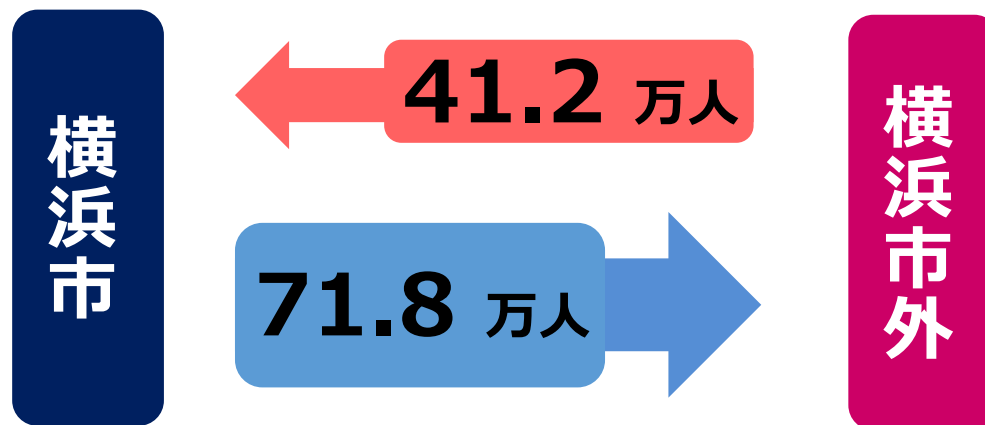
東京一極集中

—東京への人の流れが加速



横浜市外への通勤・通学者（15歳以上）

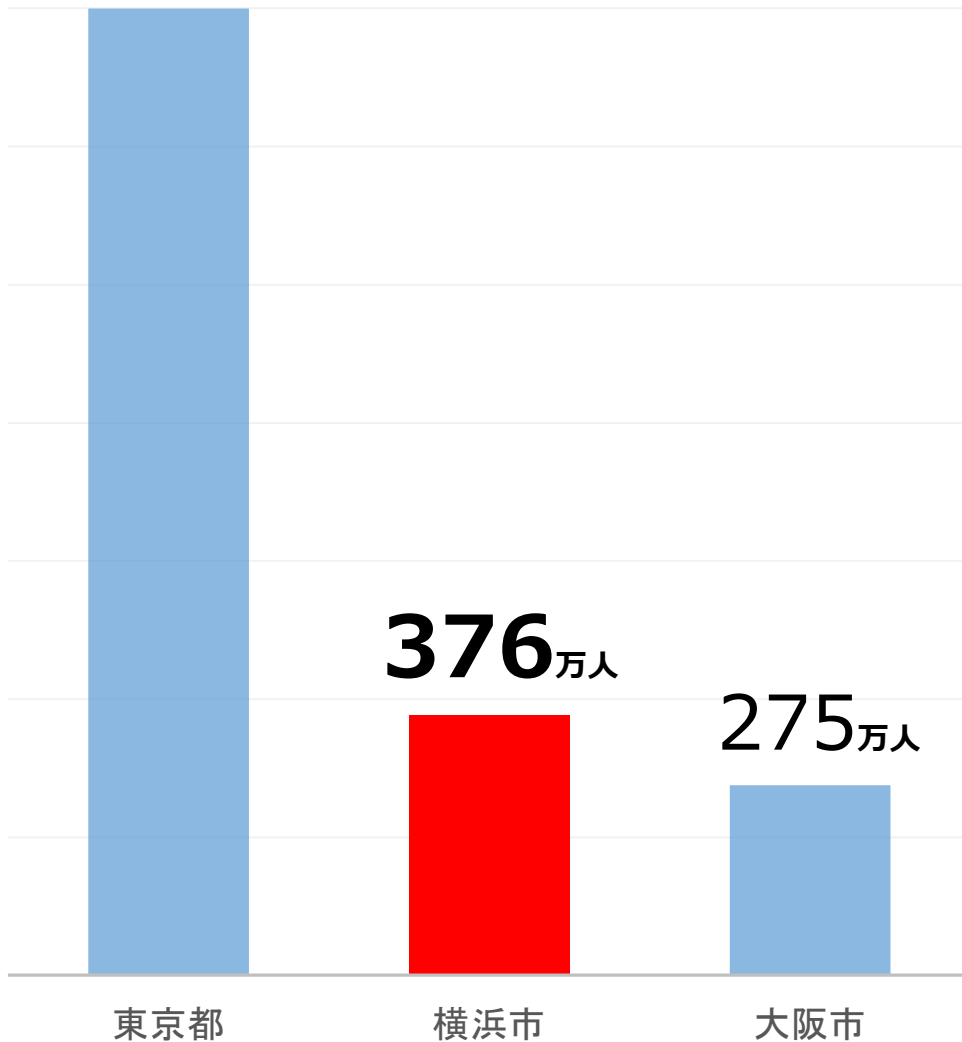
6割が東京23区へ



経済規模で東京と大きな差

人口比較

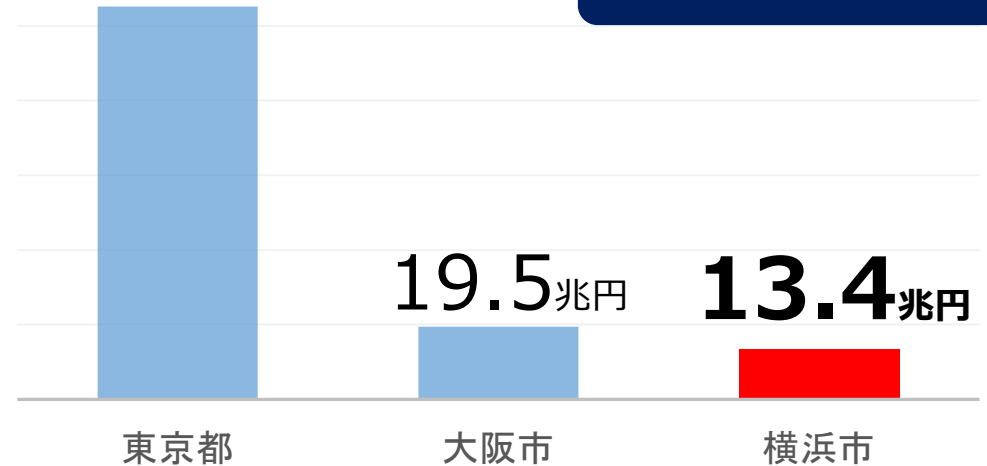
1,400万人



出典:各都市の人口(推計)(2020年6月1日現在)を基に作成

105.2兆円

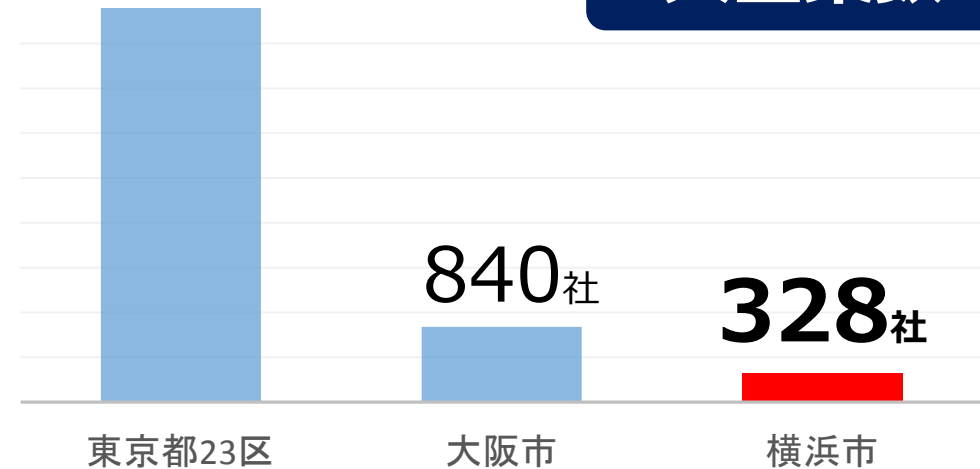
市内総生産



出典:「都民経済計算」(東京都)、各都市の市民経済計算(2015年度)をもとに作成

4,398社

大企業数



出典:中小企業庁「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者数」(2016年6月時点)をもとに作成

指定都市制度の課題

課題①

二重行政

様々な二重行政が存在

重複型

広域自治体と基礎自治体が
同一の公共施設を整備

公営住宅 / 図書館 / 博物館 / 体育館 / プール

広域自治体と基礎自治体が
同一の施策を実施

助成等
制度等 中小企業支援 / 商店街振興
地球温暖化対策 / 環境教育

分担型

同一又は類似の行政分野で
広域自治体と基礎自治体に
事務・権限が分断

河川管理 / 県費負担教職員(給与負担・任免など)※
/ 医療計画 / 保育所・幼稚園 / 職業訓練・紹介

※2017年に政令指定都市に移譲

関与型

基礎自治体の事務処理に
広域自治体の関与等が存在

農地転用許可（4 ha以下）に係る市農業委員会と
県農業会議の事務※

※農地転用許可の権限は2016年に横浜市に移譲

二重行政の具体例

市と県の間で事務・権限が分かれる ▶▶▶

きめ細かな
行政サービスの
展開が困難

河川管理

管理者	整備・管理権限の対象
県	一級河川 (大臣指定区間) 二級河川
市 (指定都市)	一級河川 (大臣指定区間) ※ 二級河川 (知事指定区間) 準用河川

がけ対策



市

県

二次災害の
危険性がある
崖の応急措置

急傾斜地(崖
地)の指定や
保全工事

※平成15年4月に一級河川の管理権限が
県から市に移譲(大臣指定区間の一部)

その他、子育て、就労支援、医療など多分野に及ぶ

課題②

不十分な税制上の措置

道府県の事務を一部担うことによる負担金額

約**3,900**億円

(例) 保健所・児童相談所など

【地方自治法に基づくもの】

児童福祉、民生委員、身体障害者福祉 等

【個別法に基づくもの】

土木事務所、衛生研究所、定時制高校人件費、
国・道府県道の管理 等

税制上の措置不足額

約**2,400**億円

税制上の措置済額

約**1,500**億円

令和2年度指定都市全市の予算に基づく概算

※県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない。

横浜にふさわしい大都市制度

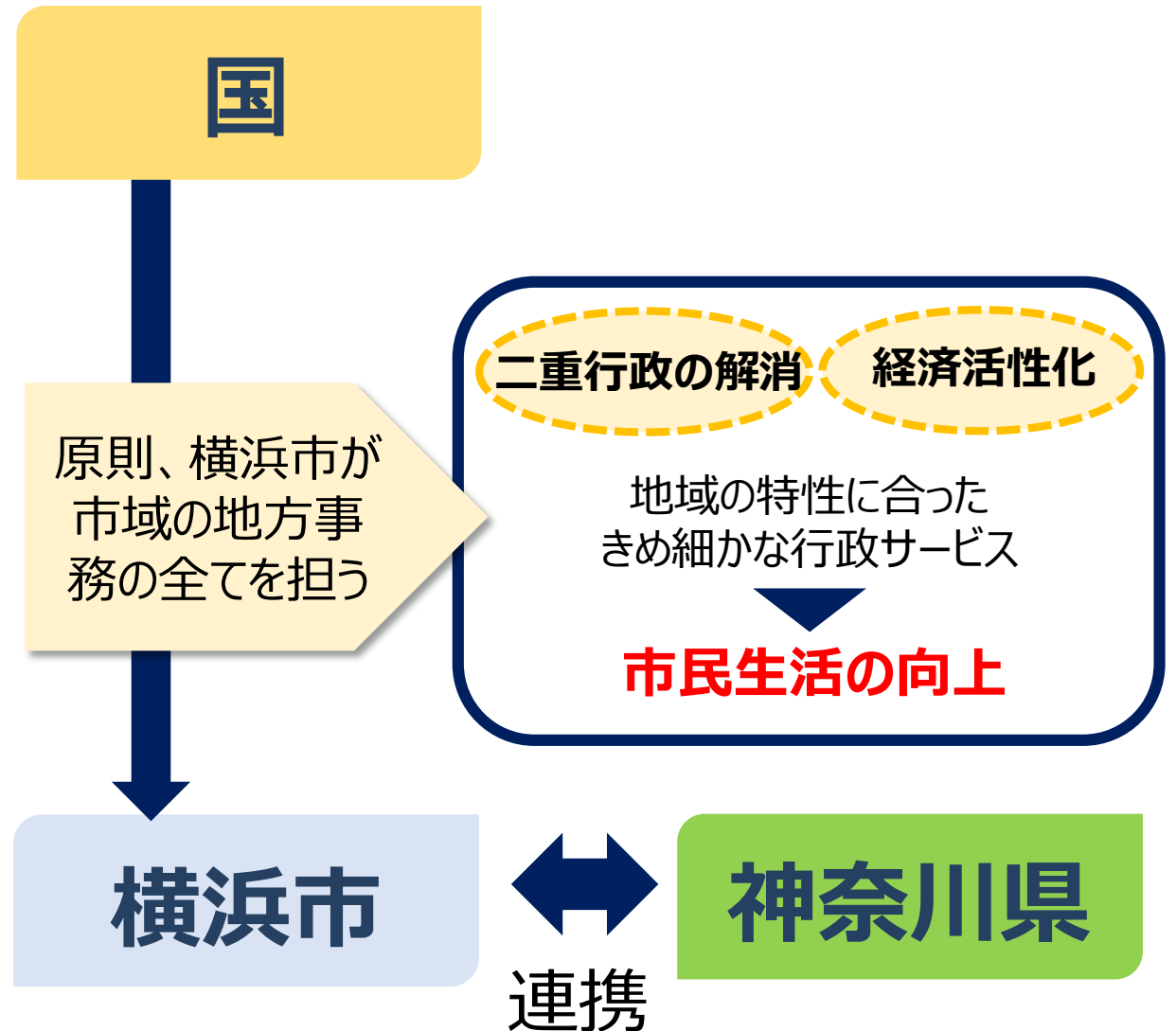
特別自治市がめざすもの

特別自治市とは

【現在】



【特別自治市】



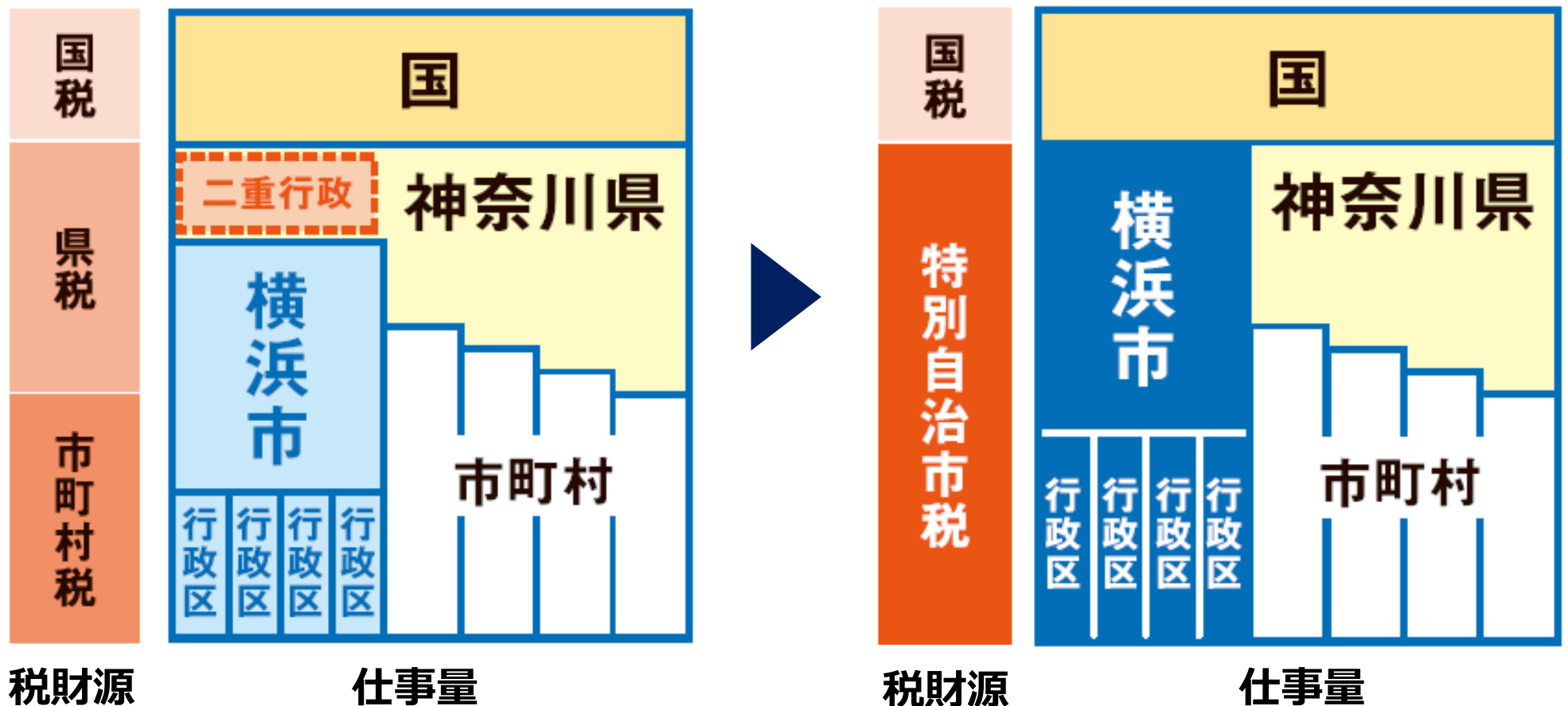
特別自治市の概要 ポイント①・②

① 横浜市域の国の仕事以外は、原則全て横浜市で対応

② 横浜市の役割・仕事量と、財源のバランスを取る

【現在】

【特別自治市】



特別自治市の概要 ポイント③・④

③近隣市町村や県との連携・協力を強化

周辺地域も含めた都市圏全体を見据えた取組を実施



8市連携市長会議（2018年7月）



④区役所機能・住民自治を強化



特別自治市の実現

税金・にぎわい
アップ！

生み出された財源などは、
行政サービスや成長分野へ投資！

投資

文化・芸術

子育て・教育



©oono ryusuke

身近な行政サービス

観光

まちづくり

経済

より暮らしやすく、活力あふれる都市になります

地方自治をめぐる国の動向

第30次地方制度調査会答申（2013年6月）

特別自治市の意義が明確に認められる

- ・ 二重行政が完全に解消され、今後の高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する
- ・ 大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まる点にも意義がある

当面の対応

**都道府県から指定都市に
事務・税財源を移譲**

最近移譲された事務・権限

横浜市神奈川県調整会議

パスポート発給事務の 移譲について合意

【横浜市神奈川県調整会議(2017年3月)】



**横浜市センター南パスポートセンターが
新設されました!**

横浜市にお住まいの方がご利用いただける横浜市センター南パスポートセンターが、市営地下鉄センター南駅構内1階に新設されました。

産業貿易センター2階のパスポートセンターは、これまで通り利用可能です。
“センター南”か“産業貿易センター”の
どちらでも便利な方をご利用いただけます。

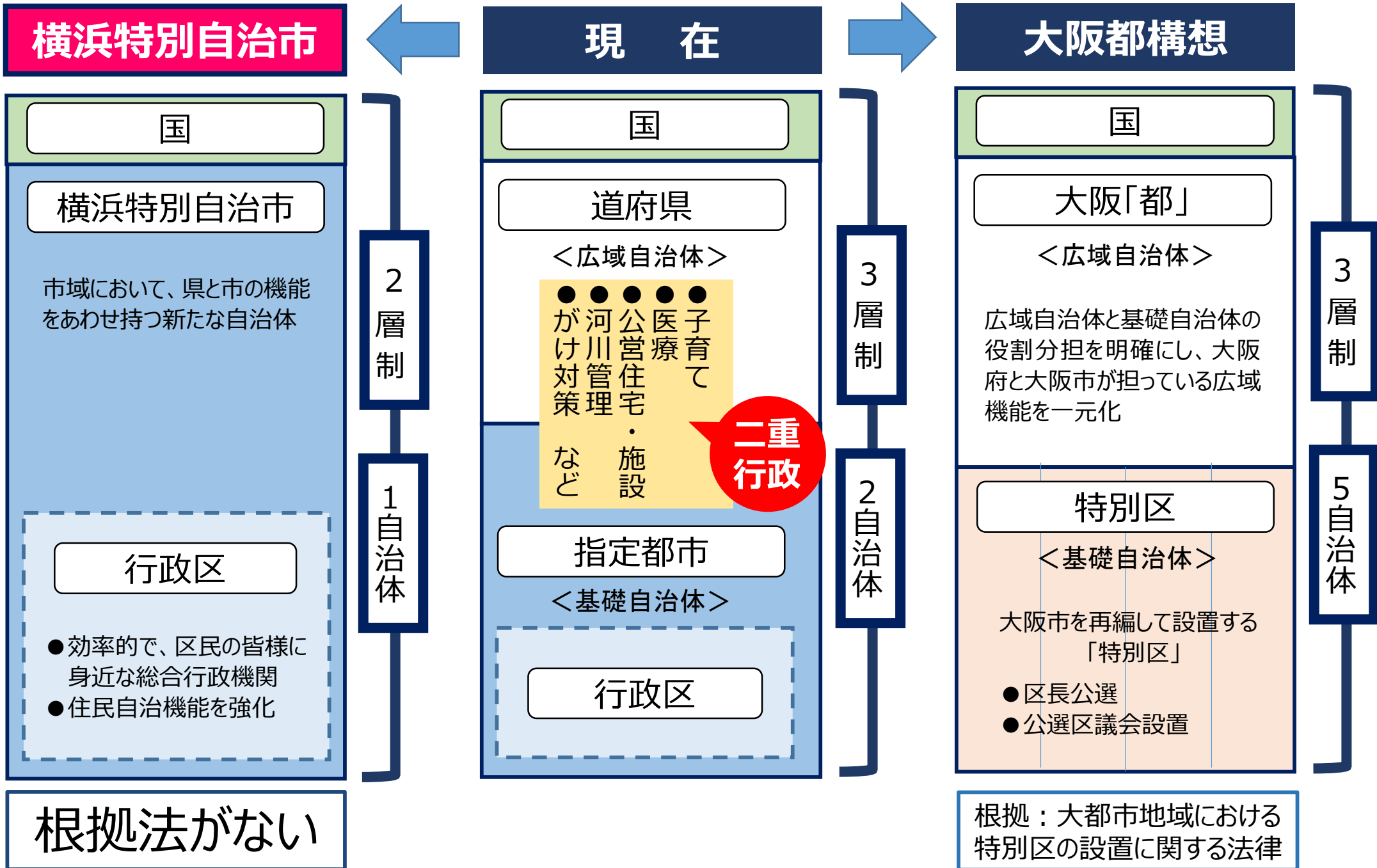
パスポートの申請手続についてのお問い合わせ
電話案内センター：045-222-0022

横浜市センター南パスポートセンターの設置に関するお問い合わせ・拠出元
横浜市国際局政策総務課：045-671-4718



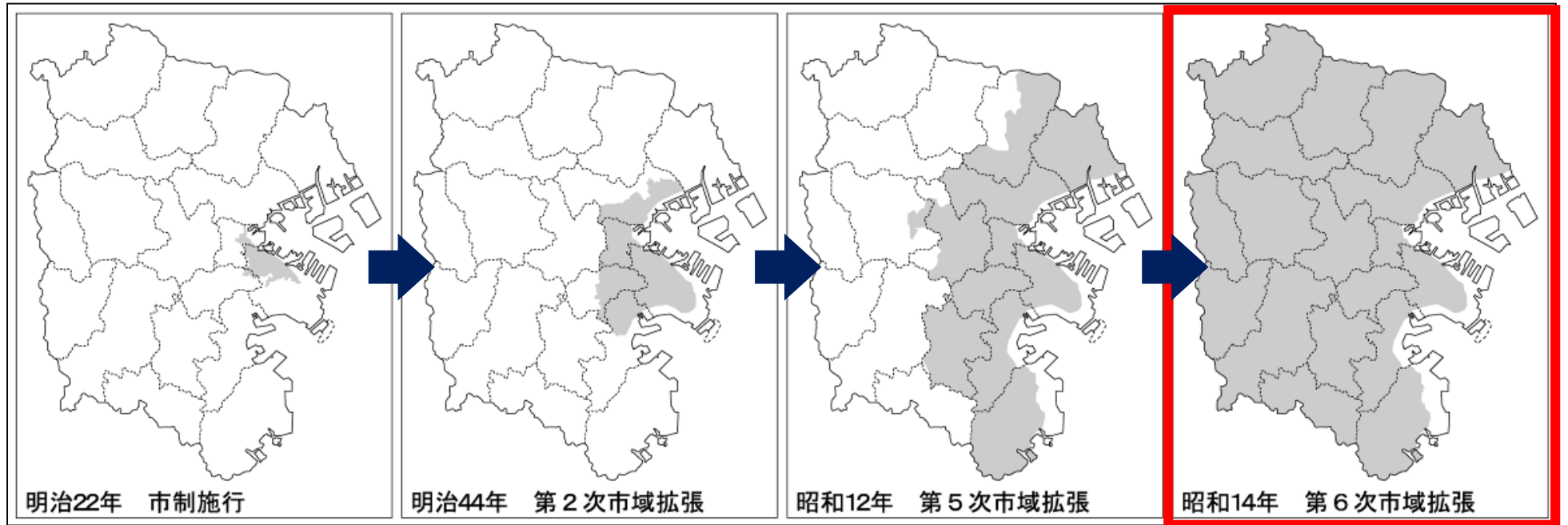
大阪都構想と何が違うの？

横浜特別自治市と大阪都構想との違い



都市としての一体性

80年間変わらない、現在の市域



5.4 km²

50年で約75倍に急拡大

400.97 km²

市民のロイヤリティの高さ

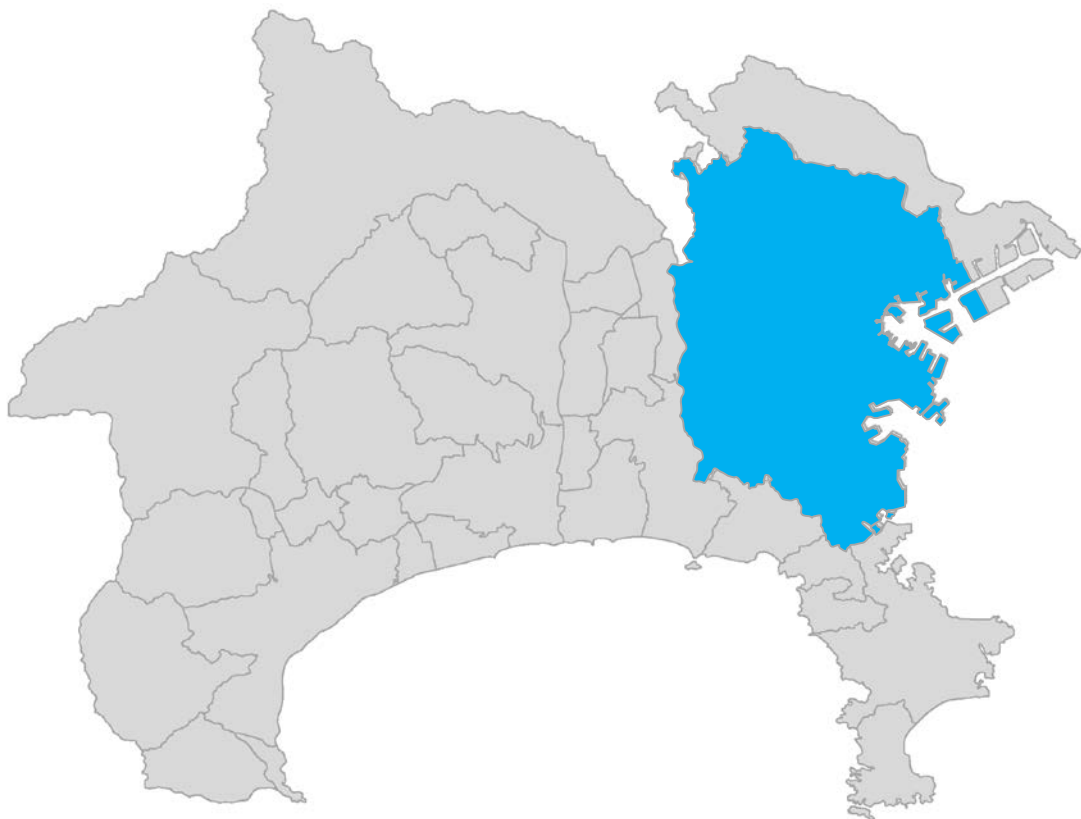


横浜に愛着や誇りを感じる市民

81.7%

府県における横浜市と大阪市の地政学的な違い

神奈川県と横浜市



神奈川県：約2,416 km² 横浜市：約436 km²

大阪府と大阪市



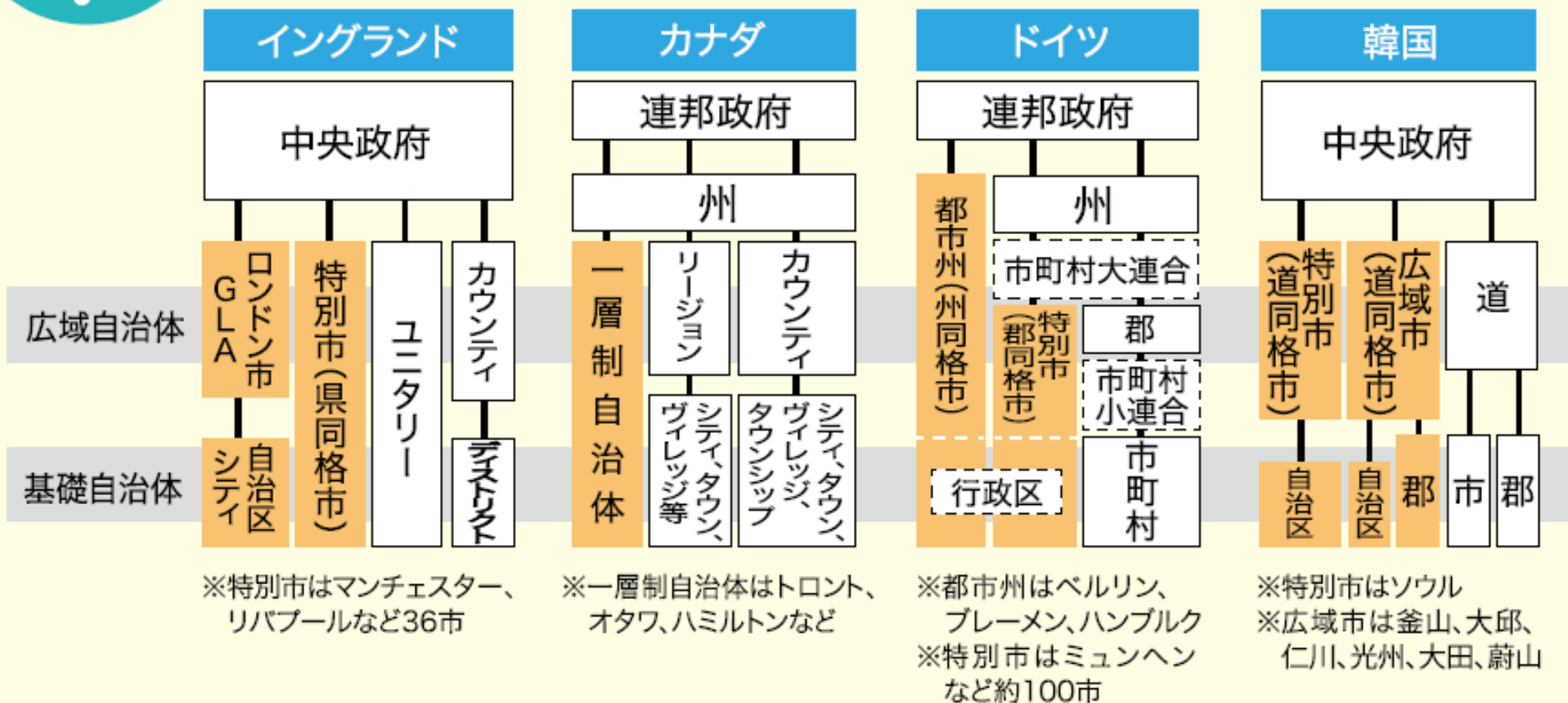
大阪府：約1,905 km² 大阪市：約225 km²

大阪市が府中央に位置するのに対し、横浜市は県東部に位置

<参考> 諸外国の大都市制度

諸外国
では
?

諸外国には、多様な大都市制度があり、
首都以外の大都市にも、大都市制度の適用が一般的となっています。



横浜市が「特別自治市」になると…

県や周辺自治体の財政に
影響が出るのでは？

市域内の県税・市町村税
を賦課徴収することによる

県・周辺自治体の財政に与える影響

県税込

横浜市徴収割合

40.9%



県内の横浜市人口割合

40.8%

財政指標

横浜市財政力指数

0.97



県内市町村平均財政力指数

0.92

経済指標

県内総生産に占める
横浜市内総生産割合

38.5%



県内の横浜市人口割合

40.8%

特別自治市が県・周辺自治体の財政に与える影響は**限定的**

「特別自治市」の実現に向けて

○国等への提案・要望

特別自治市を実現するためには、地方自治法などの法改正が必要です。制度の早期実現を目指し、国の動向を踏まえ、他の指定都市とも力を合わせて、国や関係機関等への提案・要望・協議を進めていきます。



国への提案・要望を行う林市長
右：菅内閣官房長官（令和2年7月）

○二重行政解消に向けた県との協議

法改正までの間は、市民サービスの向上につながると思われる事務について、二重行政の解消に向け、「指定都市都道府県調整会議」を活用し、引き続き、県と協議を継続します。

○市民の皆様への広報活動、 経済団体、県・県内市町村等との意見交換

特別自治市の実現にあたっては、市民の皆様をはじめ、横浜市に関係する多くの皆様のご理解が不可欠です。講演会や出前説明会、広報冊子などを通じて、わかりやすく制度の周知を行っていきます。



出前説明会（令和元年11月）

地方自治法などの法改正

目指すゴールは「特別自治市」